

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日、
は、当日に
当たると)

目 次

◇ 規 則

鳥取県立鳥取療育園管理規則(児童家庭課)

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則(社会課)

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(商工指導課)

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則(労政訓練課)

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則(職業安定課)

鳥取県立営農研修館管理規則の一部を改正する規則(農業改良課)

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県立畜産講習所管理規則の一部を改正する規則(畜産課)

鳥取県立中小家畜講習所管理規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則(管理課)

県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)

◇ 訓 令

◇ 告 示

鳥取公共職業安定所及び米子公共職業安定所の一部職員の勤務時間に関する件を廃止する訓令(職業安定課)

建設業許可申請書等閲覧規則の一部改正(管理課)

浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正(〃)

宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部改正(建築課)

建築計画概要書の閲覧に関する規程の一部改正(〃)

◇ 教委規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(〃)

◇ 企業管理規程

鳥取県企業局職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

公布された規則のあらまし

◇ 鳥取県立鳥取療育管理規則

一 趣旨(第一条関係)

この規則は、県立鳥取療育園の管理に關し必要な事項を定めるものとする事とした。

二 休園日等(第二条関係)

1 鳥取療育園の休園日は、次のとおりとする事とした。

(一) 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

(三) 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(二)に掲げる日を除く。)

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に開園することができるものとする事とした。

三 雑則(第三条関係)

この規則に定めるもののほか、鳥取療育園の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める事とした。

四 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

一 県立消費生活センターの休所に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇貸金業の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

一 貸金業者登録簿の閲覧ができない日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに知事が特に必要があると認める日を加えることとした。(第四条関係)

二 知事は、特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができるものとし、この場合には、あらかじめ、その旨

を閲覧場所に掲示するものとする事とした。(第四条関係)

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

一 県立米子専修職業訓練校における訓練科の名称を次のとおり改める事とした。(第三条関係)

職業訓練の種類	訓練課程	訓 練 科	
		現 行	改 正 後
養成訓練	普通課程	洋裁科	服飾ビジネス科
能力再開発訓練	職業転換課程	洋裁科	服飾ビジネス科

二 県立専修職業訓練校の休業日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。(第四条関係)

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則

一 県が実施する失業対策事業を施行しない日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立営農研修管理規則の一部を改正する規則

一 県立営農研修館の休館日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立農業大学校の休業日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。(第五条関係)
- 二 県立農業大学の養成課程に係る授業料の各学期分の納付額を現行「四千五百円」から「四千九百四十円」に引き上げることとした。(第十七条関係)
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立畜産講習所管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立畜産講習所の休業日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立中小家畜講習所管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立中小家畜講習所の休業日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県測量業者登録簿閲覧所の定期休日に、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を加えることとした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県立鳥取療育園管理規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県立鳥取療育園管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年鳥取県条例第十号)の規定に基づき、鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(休園日)

第二条 鳥取療育園の休園日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日
- 二 国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時

に休園し、又は休園日に開園することができる。

(雑則)

第三条 この規則に定めるもののほか、鳥取療育園の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十八号

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和四十六年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年十一月鳥取県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

第四条第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に定めるもののほか、知事が特に必要があると認める日

第四条に次の一項を加える。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、

登録簿の閲覧時間を変更することができる。この場合において、知事は、当該閲覧時間を変更するときは、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県立専修職業訓練校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「洋裁科」を「服飾ビジネス科」に改める。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則

鳥取県失業対策事業運営管理規程（昭和三十八年十二月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号を次のように改める。

二 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立管農研修館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県立管農研修館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立管農研修館管理規則（昭和五十年七月鳥取県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

第十七条第一項の表中「四千五百円」を「四千九百四十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立畜産講習所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県立畜産講習所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立畜産講習所管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（第一号に掲げる日を

除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立中小家畜講習所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県立中小家畜講習所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立中小家畜講習所管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（第一号に掲げる日を

除く。）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則（昭和三十七年四月鳥取県規則第十七号）

の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（定期休日）

第三条 閲覧所の定期休日は、次の各号に掲げる日とする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定

する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除

く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第四号

県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

（県の執務時間に関する規程の一部改正）

第一条 県の執務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日」を「鳥取県の休日定める条例（平成元年三月鳥取県条例第五号）第一条第一項各号に掲げる日」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第二条 職員の勤務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「土曜日」の下に「（職員の勤務時間に関する条例（昭

和二十六年九月鳥取県条例第三十八号) 第二条第三項に規定する週休土曜日を除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第五号

鳥取公共職業安定所及び米子公共職業安定所の一部職員の勤務時間に関する件を廃止する訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取公共職業安定所及び米子公共職業安定所の一部職員の勤務時間に関する件を廃止する訓令

鳥取公共職業安定所及び米子公共職業安定所の一部職員の勤務時間に関する件(昭和二十五年二月鳥取県訓令甲第一号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七十四号

建設業許可申請書等閲覧規則(昭和四十七年四月鳥取県告示第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三条を次のように改める。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、次の各号に掲げる日とする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県告示第四百七十五号

浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(昭和六十年十月鳥取県告示第九百四十九号)の一部を次のように改正する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三条を次のように改める。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県告示第四百七十六号

宅地建物取引業者名簿閲覧規則（昭和四十七年四月鳥取県告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三条を次のように改める。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、次の各号に掲げる日とする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県告示第四百七十七号

建築計画概要書の閲覧に関する規程（昭和五十年十一月鳥取県告示第九百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一条中「第十一条の二第二項」を「第十一条の三第三項」に改める。

第三条を次のように改める。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第六百七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

く。)

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

教育委員会規則

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十三号

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 職員の一週間についての勤務時間は、週休土曜日（条例第二条第二項に規定する週休土曜日をいう。以下同じ。）のある週にあつては四十時間とし、それ以外の週にあつては四十四時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、一週間当たり四十二時間とする。
第五条第中「市町村教育委員会」を「市町村教育委員会」に改め、同

条第一号中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、同条第二号中「第三条第二項」を「第三条」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「生じた日から一週間をこえない」を「生じる日を起算日とする四週間前の日から当該代休を与える事由の生じる日を起算日とする四週間後の」に改め、「職員希望する日に」を削り、同条を第五条とする。

第三条第一項中「前条」を「第二条」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの基準）

第三条 条例第二条第二項の教育委員会が職員ごとに指定する土曜日は、平成元年四月一日を初日とする四週間及びこれに引き続く四週間ごとの期間のうち月の第二土曜日又は第四土曜日のいずれか一の土曜日のみがある期間内の当該土曜日以外の一の土曜日とする。

2 前条本文に規定する勤務時間は、週休土曜日のある週にあつては一日につき八時間となるように割り振り、それ以外の週にあつては月曜日から金曜日までの五日間においては一日につき八時間になるように、土曜日においては四時間となるように割り振るものとする。

3 教育委員会は、条例第二条第二項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、四週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に六日の勤務を要しない日を設け、かつ、正規の勤務時間（条例第二条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）を割り振られた日引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

4 教育委員会は、特別の勤務に従事する職員のうち、職員の職務の特殊

性の必要により、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りを四週間ごとの期間について定めること又は勤務を要しない日が毎四週間につき六日とすることが困難であると認められる職員については、勤務を要しない日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の廃止)
- 2 県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則(昭和六十三年三月鳥取県教育委員会規則第三号)は、廃止する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十四号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)

の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「時間」を「日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第三号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程(昭和四十四年二月鳥取県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日」を「鳥取県の休日を定める条例(平成元年三月

鳥取県条例第五号) 第一条第一項各号に掲げる日」に改める。

附 則

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第四号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成元年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十四年二月鳥取県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「土曜日」の下に「(職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)第二条第三項に規定する週休土曜日を除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

企 業 管 理 規 程

鳥取県企業局企業職員の就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第四号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程(第六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、職員の勤務時間に関する規則」を「及び職員の勤務時間に関する規則」に改め、「及び職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則(昭和六十三年三月鳥取県人事委員会規則第三号)」を削り、「時間に関すること」を「日に関すること」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。